

障害者福祉課
保 育 課
子ども家庭支援センター

第1子保育料等の無償化について

区は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、少子化対策を推進することを目的として、第1子の保育料等を無償化します。

1 背景・経緯

区では、現在、3歳児以降の保育料及び0歳児から2歳児までの第2子以降の保育料を無料としています。

0歳児から2歳児までの第1子の保育料については、世帯収入に応じて保育料を徴収していますが、子育て世帯の経済的負担を軽減し、都内の少子化対策を推進することを目的として東京都が実施する第1子の保育料の無償化を受け、区の認可保育園等における第1子の基本保育料等を無料とします。

2 現状

(1) 認可保育園等の保育料

認可保育園等に通う0歳児から2歳児までの第1子の保育料は、世帯収入に応じて徴収しています。

(2) 認証保育所及び認可外保育施設の保育料

認証保育所に通う0歳児から2歳児までの第1子の保育料については、月220時間（短時間認定の場合は月160時間）までの月ぎめ契約の基本保育料を上限に、認可外保育施設に通う0歳児から2歳児までの第1子の保育料については、10万円を上限に、各保育施設の保育料と当該世帯の収入に対応する認可保育園等の保育料との差額を助成し、認可保育園等との保育料負担の公平を図っています。

(3) その他

定期利用保育（みなと保育サポート）及びみなとこども誰でも通園事業は利用時間に応じて、児童発達支援事業等は世帯収入に応じて利用料を徴収しています。

3 保育料等の無償化の内容

(1) 認可保育園等の保育料

保育料は0円（無料）とします。

(2) 認証保育所及び認可外保育施設の保育料

認証保育所の保育料については、当該認証保育所における月220時間（短時間認定の場合は160時間）までの月ぎめ契約の基本保育料を支給し、認可外保育施設の保育料については、10万円又は当該認可外保育施設保育料のいずれか低い額を支給します。

(3) その他

定期利用保育（みなと保育サポート）、みなとこども誰でも通園事業及び児童発達支援事業所等にかかる利用者負担（又は利用料）を0円（無料）とします。

4 事業規模

113,646千円（認証保育所及び認可外保育施設の保育料助成金の増加分等）

5 実施時期

令和7年9月1日（令和7年9月利用分保育料から無償化）

6 今後のスケジュール（予定）

令和7年6月 令和7年第2回港区議会定例会（条例改正及び補正予算案の提出）
7月 保護者への周知
広報みなと、ホームページによる区民への周知
9月 無償化の実施